平成２８年（フ）第６号
兵庫県養父市上野894番地
破産者　坂本　秀樹
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第１１１号
島根県出雲市平田町264番地７
破産者　高橋　史雄
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第３９６号
北九州市小倉北区大手町６番14―708号
破産者　新屋　秀子
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４２６号
北九州市八幡西区陣原５丁目８番13号、開始決定時の住所北九州市小倉南区徳力１丁目24番７号
破産者　坂本　憲一
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１５４号
沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場229番地１
東栄アパート201号室
破産者　町田　　忍
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第１５５号
沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場229番地１
東栄アパート201号室
破産者　町田　智代（旧姓玉城）
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１１３号
沖縄県宜野湾市宜野湾２丁目10番６－１号
ちゅらハウス　300号
破産者　渡慶次　航
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第９３７号
札幌市手稲区前田２条４丁目４番４－106号
破産者　藤原　　学
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５８７号
北海道恵庭市柏木町５丁目５番５－Ｂ号、開始決定時の住所北海道恵庭市黄金北２丁目10番地19
破産者　岡本　千秋
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６７７号
札幌市中央区南３条東４丁目１番地２　コーポ三井415号
破産者　船木　和則
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６５号
釧路市富士見３丁目11番49号　209号室
破産者　榎森　　隆
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第９号
北海道目梨郡羅臼町栄町100番地60　ふくろうの郷
破産者　西蘭門こと　西村　蘭子
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２８年（フ）第１５号
北海道根室市常盤町２丁目１番地
破産者　マルシメ及川商店こと　及川　英男
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２８年（フ）第２８号
青森県西津軽郡深浦町大字岩坂字長谷野113番地
破産者　藤田　武光
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第６６０号
宮城県塩竈市野田11番10号　野田レジデンス203号
破産者　引地　正博
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３号
福島県郡山市田村町東山２丁目１番地の36
破産者　佐藤　純市
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第７６号
埼玉県川越市大字豊田本1203番地１　（カーサ・カーロ101号室）、前住所埼玉県川越市豊田町２丁目16番地２
破産者　加瀬　慶博
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４１８号
埼玉県川越市大字藤間887番地６
破産者　山本　香織
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４７４号
埼玉県ふじみ野市築地３丁目１番地17　アースリー築地201
破産者　池　　誠
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部